

## 3 6 生物多様性の保全に関する「愛知目標」の達成に向けた取組について

(財務省、環境省)

### 【内容】

- (1) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向け、同目標を踏まえた自治体による地域戦略策定の取組を積極的に支援すること。
- (2) 生物多様性の主流化による生物多様性の損失への対処及び持続可能な利用の促進に向け、生態系ネットワークの形成など生物多様性保全の取組を積極的に支援すること。
- (3) 自治体による取組を進める「生物多様性自治体ネットワーク」による地方自治体間の連携・交流の充実・発展に向け、引き続き国として積極的に取り組むこと。

### (背景)

- 生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を定めた世界共通の目標である「愛知目標」の達成に向け、本県では、生物多様性に関して先導的な取組を進め、環境首都として評価されるにふさわしい地域を目指しており、本年10月にインドで開催されたCOP11においても、世界の広域自治体の代表として先導的な役割を果たしたところである。

愛知目標の達成に向け、緑地や水辺など具体のフィールドを持つ自治体の役割の重要性が認識され、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定の促進が必要とされる中、市町村における戦略の策定は進んでおらず、本県においても2市にとどまっている状況である。

本県では、生態系ネットワークの形成や代償ミティゲーションの具体化など、地域の生物多様性の保全と持続可能な発展の両立を図るための先進的な取組(あいち方式)を進めているが、こうした地域の主体的な取組を一層促進するためには財政支援などが必要である。

地方自治体が行う生物多様性の取組の重要性が増していることから、自治体間の連携・交流を目的として昨年設立した「生物多様性自治体ネットワーク」の活動を充実・発展させるため、引き続き国としても積極的に取り組むことが必要である。

なお、本年9月に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、地域戦略の策定、地域の特性に応じた取組の推進、「生物多様性自治体ネットワーク」を通じた自治体間の情報交換や情報発信が求められている。

( 参 考 )

C O P 1 1 における本県の取組

(1) 生物多様性サブナショナル政府会議 でのアピール

- ・「サブナショナル政府諮問委員会」議長として知事が出席し、本県の取組(あいち方式)をプレゼンテーション

世界の県・州レベルの自治体が集まり、生物多様性に関する議論を行う会議

(2) サイドイベントの開催

- ・ 本県の取組発表
- ・ 生物多様性におけるサブナショナル政府の役割と愛知目標の達成について知事と世界の地方政府代表者によるパネルディスカッション

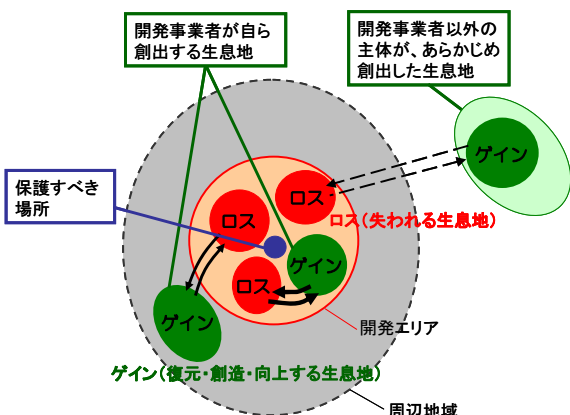
「あいち方式」による生態系ネットワークの形成

荒廃しつつある生態系の保全・再生を図りながら持続可能な利用を進める社会の実現

保全・再生と利用の両立手法の検討  
エコシステムアプローチの具体化  
代償ミティゲーション導入の検討

開発前に予防的な措置を講じ、開発後も生態系を注意深く観察し適切に対応するエコシステムアプローチの具体化が重要  
エコシステムアプローチの大きな柱である代償措置(開発による生態系の損失を定量的に評価し、その損失分の再生を図ること)の具体化に向けた検討

代償措置のイメージ



荒廃しつつある生態系の保全・再生  
生態系ネットワーク形成モデル事業の検討  
環境NPO、市町村、企業などが連携して  
事業取組

荒廃しつつある生態系を保全・再生しながら、生きものが円滑に移動できるように、緑地や水辺などによってつなぐ「生態系ネットワーク」の形成が重要

県内3地域で、環境NPO、事業者、市町村等と連携し、モデル的に保全・再生に取組

